

公益財団法人 広島県サッカー協会 広島県サッカー殿堂規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県サッカー協会（以下「本協会」という。）が、日本サッカー界への顕著な功労者を掲額するために設置する広島県サッカー殿堂に関する必要な事項を定める。

第2章 所管組織

(所管組織)

第2条 広島県サッカー殿堂に関する事項は、総務委員会が所管する。

第3章 掲額者の選出

(選出方法)

第3条 総務委員会は、基準に該当する候補者を原則毎年1回理事会に推薦し、決議を行う。

(候補者)

第4条 候補者は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 広島県出身者又は15年以上広島県を居住地として活動した者
- (2) 日本サッカー界の発展に、永年に亘り顕著な貢献をした者
- (3) 存命者で満60歳以上（1月1日時点）であること
- (4) 以下の何れかに該当する者
 - ・日本サッカー協会歴代役員（理事・監事以上）経験者
 - ・日本サッカー殿堂入りした者
 - ・選手、指導者として類まれな記録を有し、又はワールドカップ、オリンピック等の国際サッカー連盟主催大会で印象的な活躍をした者

第4章 掲額者への特典

(掲額者の待遇及び特典)

第5条 本協会は、掲額者に対して、次の各号の特典を与えることができる。

- (1) 広島県サッカー殿堂への掲額
- (2) HiFA AWARDS での表彰
- (3) 広島サッカーミュージアム（広島サッカースタジアム内）への掲額

第5章 附則

(附則)

1 この規程は、2025年11月27日から施行する。